

国の流域治水の取組み

国の流域治水の取組み

「流域治水」とは

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

兵庫県では国、県、市町、県民が連携し、総合治水の取組みに土砂災害対策・津波・海岸高潮対策を加えた流域治水を推進している



国の流域治水の取組み

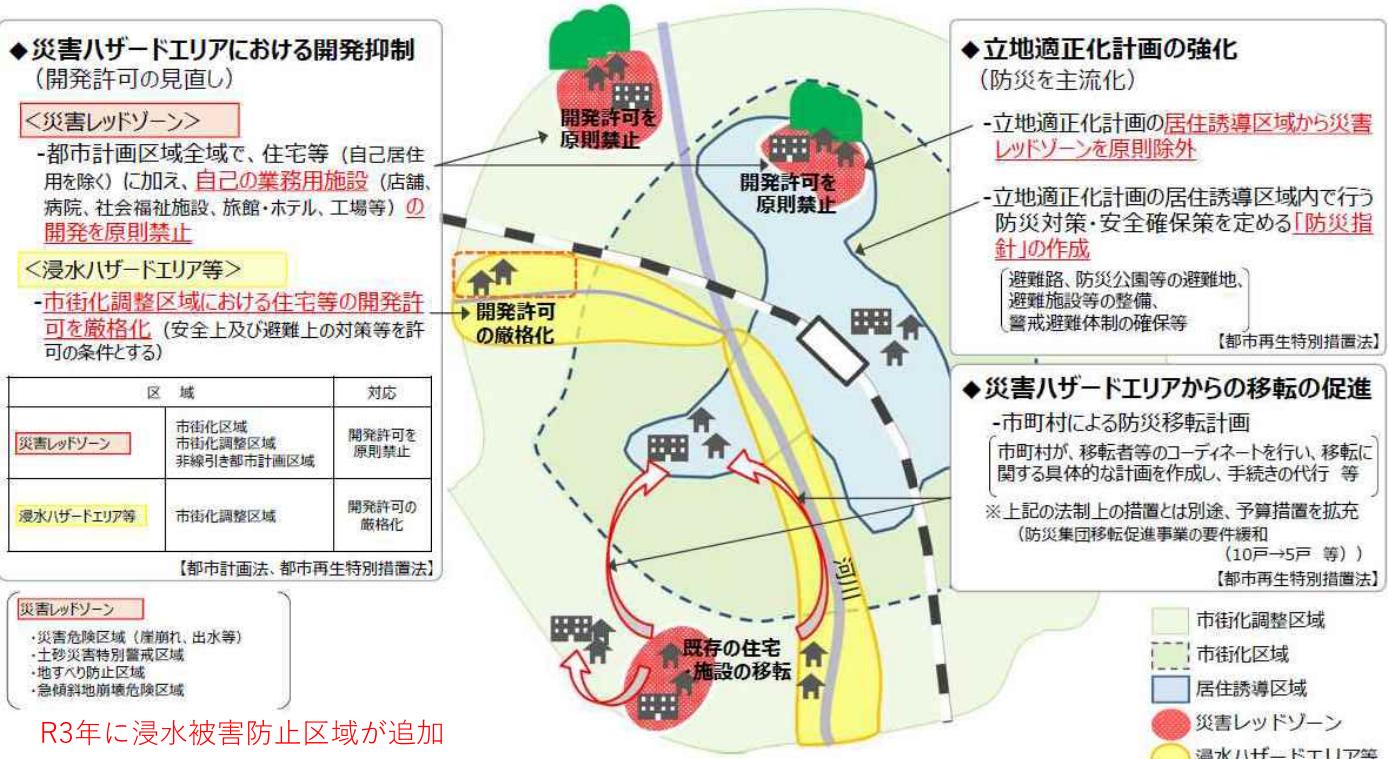
- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



国の流域治水の取組み～県の総合治水との相違点～

②被害対象を減少させるための対策～土地利用規制、誘導、移転促進～

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



国の流域治水の取り組み～特定都市河川の概要～

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発
例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等
- 今後、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る。

特定都市河川の指定の指定対象 |

- ・都市部を流れる河川（市街化区域、役場等の重要施設が立地する区域、家屋が連坦する地域の中心部・その他流域内の人口・資産が集積した区域）
- ・著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ（水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川）



法的枠組みを活用した流域治水の推進 |



- ・国管理区間あり：大臣指定
国管理区間なし：知事指定
- ・構員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等
- ・国管理区間あり：設置必須
国管理区間なし：設置任意
- ・洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組みを定める。

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



*: 計画策定主体が必要と認める場合(任意)

5

国の流域治水の取り組み～特定都市河川の概要～

特定都市河川法の制度・施策の概要 |

遊水地・排水機場等の整備の加速

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて予算を重点化

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

公共・民間による雨水貯留施設の整備促進

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・対象：民間事業者等
- ・規模要件： $\geq 30m^3$
(条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度

国有地の無償貸付又は譲与が可能

- ・対象：地方公共団体



雨水浸透阻害行為への対策の義務づけによる雨水流出抑制の推進

雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務づけ

- ・対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・埋立等の行為の事前届出を義務化

水害リスクを踏まえたまちづくりの推進

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる。

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

6

国の流域治水の取り組み～特定都市河川の概要～

令和5年度水管理・国土保全局関係予算概要より抜粋

1. 流域治水

新規
事項

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
- 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



新規事項

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。

対象: 都道府県

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

拡充内容: 令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援

- 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)

(併せて取り組む事項)

- 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。(特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ))

対策区分	河川	実施主体	工程				
			R5	R6	R7	R8	R9~
特定都市河川の指定	AJII	国、A県 関係20市町	合意形成	指定期	計画検討会実施	計画策定	浸水被害対策の実施
流域水害対策計画の策定	BJII	A県 関係12市町村			計画検討会実施	指定期	浸水被害対策の実施
	CIII	B県 関係5市町村			計画策定	指定期	計画実施 計画検討 計画策定 浸水被害対策の実施

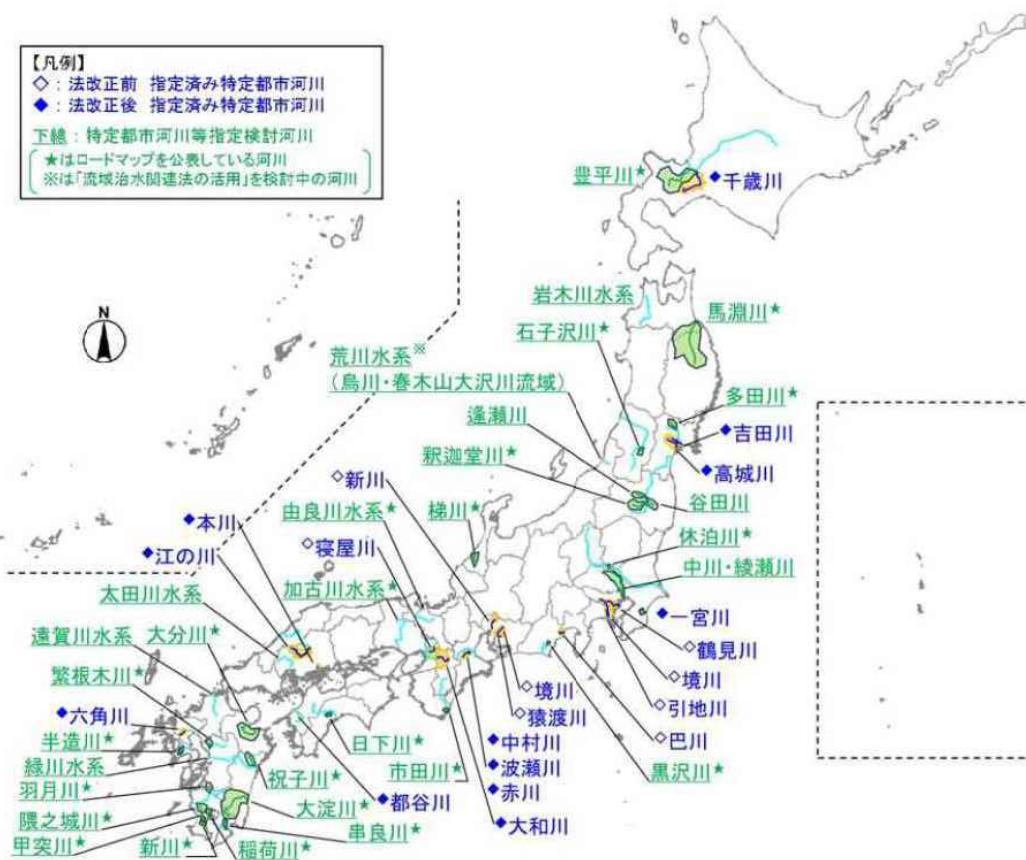
7

国の流域治水の取り組み～特定都市河川の概要～

特定都市河川流域の指定状況 (R5.10.1時点)

特定都市河川は、全国で18水系253河川が指定されています。(下図: 令和5年10月1日時点)

【凡例】
◇: 法改正前 指定済み特定都市河川
◆: 法改正後 指定済み特定都市河川
下線: 特定都市河川等指定検討河川
★: ロードマップを公表している河川
※: 「流域治水関連法の活用」を検討中の河川



8